

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 23 回 会 議 議 事 録

令和 6 年 6 月 14 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和6年6月14日（金）午前11時00分から午前11時20分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議	題	第1号議案	中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）		
		第2号議案	まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）		
出	席	委員	山下三千男	黒田 勝春	鈴木 惣和
			中根 静夫	吉武 正康	小林 俊雄
			鈴木 敏且	鈴木 輝明	小林 清和
			長谷川桂子		
事	務	局	職員	書記長	長井 猛
				主 査	黒田 拓男
				非常勤職員	井上 容子
農	業	水	産	局	水 産 振 興 監
					水 産 課
					課 長
					担当課長
					課長補佐
					課長補佐
					課長補佐
					主 査
					岡本 俊治
					柴田 晋作
					坂口 泰治
					堀 勝彦
					荒川 哲也
					長谷川圭輔
					五藤 啓二

事務局（長井）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、事務局より委員の表彰授与について御紹介させていただきます。 吉武委員につきまして、海区漁業調整委員として長年、御活躍した功績が認められ、全国海区漁業調整委員会連合会から5月17日開催の通常総会の場で表彰されました。おめでとうございます。
委員（吉武）	お陰様をもちまして、表彰を受けることが出来ました。大変ありがとうございました。
事務局（長井）	それでは、会議に移らせていただきます。 初めに、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案の以上4種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第23回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下）	第23回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。 本日は、議案2件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。
事務局（長井）	ありがとうございました。 それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。

水産振興監	第23回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、大変お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。 6月半ばということで、本来ですと梅雨入りの時期でございますが、ここ数日は晴天が続いております。 さて、先日豊川河口のアサリの稚貝の利用に関する調整会議が開かれまして、7月辺りから特別採捕が始まってまいります。船びき網漁業につきましては、内湾解禁に向けて協議が行われると聞いております。梅雨入りして、昨年のような豪雨または渇水等の自然災害もなく、夏に向けて漁が好調になることを期待しております。 本日は、議案が2件準備されていると伺っております。 委員の皆様には、慎重な御協議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。
事務局（長井）	ありがとうございました。 本日は定員15名のうち13名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、鈴木惣和委員、山本委員にお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。

水産課（荒川）	第1号議案の「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。 第1号議案「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。 漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。また、廃業等により定数に空きが生じた場合には、毎年一回、新規の許可を行うこととしております。 今回、廃業見合いの新規許可を行う漁業及び10月末に有効期間の満了を迎え、許可の一斉更新を行うさし網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について、合わせて諮問するものでございます。 資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。 「諮 問 文 朗 読」 資料2ページ、別紙を御覧ください。 表の左の欄に今回諮問させていただく漁業種類と、諮問内容である制限措置の内容を真ん中の欄に、申請すべき期間を右の欄に、1の中型まき網漁業から10ページの13なまこ素潜り漁業までの廃業見合い新規許可を行う漁業、一斉更新を行う14のさし網漁業について、それぞれ記載しております。 資料2ページにお戻りください。 制限措置の内容について御説明いたします。 制限措置の内容につきましては、(1)漁業種類、(2)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、(3)船舶総トン数、(4)推進機関の馬力数、(5)操業区域、(6)漁業時期、(7)漁業を営む者の資格を示しております。 なお、今回の諮問にあたり、廃業見合い新規許可を行う漁業の
----------------	--

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数以外の制限措置は現行の許可方針から変更はありません。

(2) の許可する数と申請すべき期間につきましては、資料 13 ページにまとめましたので、御覧ください。

表の左の欄から許可を行う漁業種類、許可取り扱い方針に記載された許可の定数、令和 6 年 6 月 1 日現在の許可数、定数から許可数を引いた空き枠、公示する数、許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の期間、備考を記載しております。

表の一番上、中型まき網漁業からなまこ素潜り漁業までが廃業見合い新規許可を行う漁業となっており、制限措置の内容のうち(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、許可方針の定数から現許可数を引いた空き枠が今回許可する公示数となっております。

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第 11 条第 2 項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和 6 年 7 月 9 日火曜日午前 8 時 45 分から令和 6 年 8 月 9 日金曜日午後 5 時 30 分までの 1 か月としております。

なお、許可の期間につきましては、許可の日から、それぞれの漁業の一斉更新時における許可の期間までとしております。

次に表の一番下、一斉更新を行うさし網漁業につきましては、現在、定数に空き枠が生じている漁業種類がございます。

許可に空き枠のある漁業については、一斉更新の際に定数の見直しを検討して参りますと、昨年 6 月 15 日開催の本委員会において御説明させていただきました。

さし網漁業の定数について検討しましたところ、さし網漁業は新規に参入しやすく、毎年一定数の新規許可申請があること、今回も新規許可申請が見込まれることから、定数の見直しは行わないこととし、許可する公示数は許可取り扱い方針に記載された許可の定数と同じ数としております。

なお、許可の定数の見直しにつきましては、今後、廃業見合い新規許可の動向を見ながら検討してまいります。

	申請すべき期間につきましては、廃業見合い新規許可と同様、一月を下らない範囲内とし、令和6年8月30日金曜日午前8時45分から令和6年9月30日月曜日午後5時30分までの1か月としております。 許可の期間につきましては、令和6年11月1日金曜日から令和9年10月31日日曜日までの3年間としております。 最後に、参考として14ページに関係規則の抜粋を、15ページ以降には、申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を載せております。 以上でございます。御審議よろしく願いいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 それでは質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案とおり適当と認めることとします。 次に、第2号議案の「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説

水産課（長谷川）

明をお願いします。

「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」説明させていただきます。

漁業法第16条第1項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するにあたっては、同条第2項で海区漁業調整委員会に意見を聞くこととなっております。

今回は、7月から令和6管理年度が開始するまさば及びごまさば太平洋系群に関して諮問させていただくものです。

最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

「諮 問 文 朗 読」

2ページの別紙にある表を御覧ください。

令和6管理年度である令和6年7月1日から令和7年6月30日までの知事管理漁獲可能量は「愛知県まさば及びごまさば太平洋系群漁業」に「現行水準」を設定しています。

この「現行水準」とは、漁獲努力量を現状以下とすることで、漁獲量を現行以上に増加させない管理を行うものとなります。

3ページを御覧下さい。こちらはまさば及びごまさばについて、国から都道府県へ示された配分量です。まさば及びごまさばの漁獲量は本県の全国シェアが小さいことや漁獲努力量による管理でこれまで支障なく資源管理ができていることから、令和5管理年度と同様に国から「現行水準」が配分されておりますので、先ほどお示ししたとおり、本県の漁業に「現行水準」を設定しています。

なお、4ページは参考として漁業法条文の抜粋を載せております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただいた後は、漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請をし、

	水産庁の承認後に県公報で告示します。 それでは、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。 以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これをもちまして第23回委員会を終了します。 委員の皆様方、お疲れ様でした。 議 長 委 員 委 員